

法務省矯正局矯正医療管理官 標準文書保存期間基準

令和4年4月1日改定

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	
				大分類	中分類	名称(小分類)				
職員の人事に関する事項										
1	職員の人 事に関する 事項	職員の研究 の実施に 関する 計画の立 案の検討 その他の 職員の研究 に関する 重要な 経緯	矯正医療に関する 職員研修の企画立 案に関する文書	・ 研修実施依頼	医療	医療衛生教育	研修	3年	廃棄	
		准看護師の養成計 画の策定等に関する 文書	・ 管区別割当人員 通知 ・ 受講生決定報告	医療	医療衛生教育	准看護師養成	3年	廃棄		
その他の事項										
2	告示、訓 令及び通 達の制定 又は改廃 及びその 経緯	訓令及び 通達の立 案の検討 その他の 重要な 経緯	制定又は改廃のた めの決裁文書	・ 訓令案 ・ 通達案	医療	医療施策運営	訓令及び通達案決 裁	10年	以下について移管 ・ 重要な訓令及び 通達の制定又は改 廃のための決裁文 書	
3	国会及び 審議会等 における 審議等に 関する事 項	国会審議 国会審議文書	国会審議文書	・ 議員への説明 ・ 答弁書 ・ 想定問答	医療	医療施策運営	国会事務	10年	廃棄	
4	文書の管 理等に関 する事項	文書の管 理等	業務に常時利用す るものとして継続的 に保存するべき行政 文書	・ 訓令 ・ 通達	医療	文書管理	発出例規	常用	廃棄	
5	刑及び勾 留、少年 院に送致 する保護 処分及び 少年鑑別 所に送致 する親護 の措置、 補導処分 並びに監 置の裁判 の執行に 関する事 項	(1) 協議 会等に関 すること	協議会等に関する 文書	・ 矯正医療対策協 議会開催通知	医療	医療施策運営	医療対策協議会	3年	廃棄	
			協議会等に関する 文書	・ 矯正医療対学術 研究会議に関する 事項	医療	医療施策運営	矯正医療学術研究 会議	3年	廃棄	
		(2) 矯正 施設に収 容中の者 の給養、 保健、衛 生、医療 及び薬剤 に関する こと	被收容者の病院移 送に関する文書	・ 病院移送報告	医療	医療衛生管理	病院移送報告書	3年	廃棄	
			被收容者の死亡に 関する文書	・ 被收容者死亡報告	医療	医療衛生管理	被收容者死亡報告 書	10年	廃棄	
		被收容者の病態に 関する文書	・ 病態報告	医療	医療衛生管理	病態報告書	3年	廃棄		
		各種感染症患者の 收容等に関する文 書	・ 結核患者発生報告 ・ 感染症患者発生速 報 ・ HIV感染者数報告 ・ C型ウイルス性肝 炎対策の実施	医療	医療衛生管理	感染症対策	3年	廃棄		
		医療衛生事務に関 する調査・照会・ 回答文書	・ 調査依頼文書 ・ 調査回答文書 ・ 捜査関係事項照 会	医療	医療衛生管理	医療衛生事務	1年	廃棄		
		被收容者の医療上 移送に関する文書	・ 局長認可移送通知 (人工透析及び摂食 障害等)	医療	医療衛生管理	医療上移送	3年	廃棄		
		食料給与状況に関 する文書	・ 食料給与状況報告 書	医療	食料管理	食料給与状況報告 書	3年	廃棄		
		食中毒の発生等に 関する文書	・ 食中毒発生報告	医療	食料管理	食中毒等報告書	3年	廃棄		
食料事務に関する 調査・照会等文書	・ 調査依頼文書 ・ 調査回答文書	医療	食料管理	食料事務	1年	廃棄				

	(3) 矯正医療行政の運用に関すること	立入検査に関する文書	・立入検査結果報告書	医療	医療衛生管理	立入検査結果報告書	3年	廃棄	
		医療法上の手続き等に関する文書	・開設承認通知 ・構造設備使用承認書 ・管理者変更通知	医療	医療衛生管理	医療法上手続き関係書類	30年	廃棄	
		矯正医官修学資金に関する文書	・貸与申請書 ・貸与承認書 ・支出手続依頼書	医療	医療衛生管理	矯正医官修学資金	10年	廃棄	
		医療衛生事務に関する文書	・事務連絡 ・厚生労働省発出文書	医療	医療衛生管理	厚生労働省等発出文書	1年	廃棄	
		医療関係予算の策定等に関する文書	・医療機器の整備に関する文書	医療	医療衛生管理	医療予算	3年	廃棄	
		各施設の医療に関する協議会に関する文書	・刑事施設の医療に関する協議会結果報告書	医療	医療衛生管理	医療協議会	3年	廃棄	
6	新型コロナウイルス感染症対策に関すること	新型コロナウイルス感染症対策に関する文書	新型コロナウイルス感染症対策に関する通知等	新型コロナウイルス感染症対策	新型コロナウイルス感染症対策	新型コロナウイルス感染症対策文書(矯正医療管理官)	5年	移管	

備考

本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参酌しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。